

フランスにおける従業者発明の法制度

トゥールーズ第1キャピトル大学 ビジネス法研究所 教授 ジャック・ラリュール



要約

フランスの従業者発明の制度は、使用者の利益と従業者の利益との間のバランスを追求している点に特徴がある。立法者は制度の概要を定めているが、現在、最も激しい議論の中心となっている複数の論点については、詳細な議論を判例に任せている。複数の論点とは、従業者に支払われるべき金銭的対価の額の評価の問題、および従業者が対価の請求権を行使しうる期間の問題である。実際には、従業者が企業を退職する（定年、解雇等）ときにはじめて、従業者が自身の発明に関する権利に基づく請求を行うことが多い。したがって、係争の対象となる発明が完成した日からは長い年月が経過している。従業者の訴訟は時効により敗訴するのか。フランスの裁判所は、この問いに対して含みのある回答をしている。

目次

序論

1. 発明の統括
 - a) 発明の分類およびその制度
 - b) 知的財産法典 L. 611-7 の適用範囲
2. 金銭的補償と精神的（非金銭的）補償
 - a) 金銭的補償
 - b) 精神的（非金銭的）補償
3. 時間の統括
 - a) 時効と職務発明
 - b) 時効と職務外発明

序論

現実には、従業者発明の問題が係争にまでなることは稀だが⁽¹⁾、世間の至るところで起こり得ることである⁽²⁾。そこで、フランスの立法者は自国の問題として扱い、法律家たちも議論を戦わせている⁽³⁾。

しかし、状況は単純であることを認めざるを得ない。知的財産法の原則に従えば、特許を受ける権利は発明者に帰属する⁽⁴⁾。ただし、発明者が従業者であるときには、使用者との雇用関係に拘束され、他の原則、すなわち労働法が適用される。労働法によれば、従業者の活動から生じる利益は、通常、使用者に帰するものであり、従業者はその賃金で満足しなければならない⁽⁵⁾。

このような労働法と知的財産法との緊張関係は、特別規定によって解決されている。このような特別規

定は多数の国の法制度に存在している⁽⁶⁾。興味深いことに、これらの特別規定は、技術革新を促進するという目的の下に、知的労働者である発明者と単なる労働者を区別している。フランスもその例外ではなく、知的財産法典（CPI）は、L. 611-7において、従業者発明について個別の制度を規定している。

これらの規定は、1978年7月13日の法律で導入され、1990年11月26日の法律、及び2015年8月6日の法律により改正されている。これらの規定は、「公序」（ordre public：強行規定）という最低限の制限がある規定である⁽⁷⁾。従業者の権利を改善する場合を除き、両当事者間の約定で法的制度を変えることはできない⁽⁸⁾。

従業者発明の制度の特異性は、紛争処理においても顕著である。各当事者は、INPI（フランス知的財産権局）に付属する調停委員会（略して「CNIS」）という特別の管轄に訴える権利を有する⁽⁹⁾。CNISは、訴えを解決するために、同数の従業者の代表者と使用者の代表者から構成されている。各当事者は、CNISが提案した解決策に不服の場合、あるいは、調停段階を経ることなく直接に、裁判所に訴えることができる。その場合の管轄は、労働紛争の場合の通常の管轄である労働審判所（Conseil des Prud'hommes）ではなく、パリ大審裁判所（Tribunal de Grande Instance a Paris）である。

上記の法制度は、従業者の国籍や使用者の国籍にか

かわらず、従業者である発明者がフランス法に基づく雇用契約を締結する度に適用され、その発明をカバーするあらゆるフランス特許および外国特許に関係する⁽¹⁰⁾。

どのような場合に、フランス法が契約の準拠法となるのか。国際私法の原則によれば、労働契約は両当事者が選択した法律を準拠法とし、選択していない場合には、労働者が「通常業務を遂行する」国の法律を準拠法とする。従業者が国際的に移動する場合を考慮して、法は「労働者が他国で一時的に業務を遂行するときでも、通常業務が遂行される国は変更したものとはみなされない。」と規定している⁽¹¹⁾。

フランスの制度は、使用者の多様な利益と被用者の多様な利益とのバランスを追求しようとしている。一方では、従業者により得られた技術的成果の権利帰属の問題、すなわち、(1)発明の統括に関する問題を解決し、他方では、(2)従業者に与えられる反対給付(対価)の問題を解決している。しかしながら、これらの問題が係争の対象となるのは、発明が完成してから長期間経過した後であることが多い。企業に雇用されている間は、従業者は使用者の要求に異議を唱えようとしないからである。長い年月が経過しているため、時効の制度が議論の中心となる。(3)時間の統括は、従業者の訴訟を成功に導くための重要な条件の一つである。

1. 発明の統括

新規な発明に関する権利は、使用者と従業者の間でどのようにして帰属が決定されるのだろうか。厳密に言えば、帰属の対象は発明の所有権ではない⁽¹²⁾。所有権は特許を取得したときに初めて生じるものである⁽¹³⁾。発明の統括を承認するのは誰で、特許出願の要否を決定することを認められるのは誰なのか。この問いに対する答えは、発明をどの法定のカテゴリーに分類するかによって異なる。他国の法制度にも同様の分類が存在する⁽¹⁴⁾。

従業者により実現された発明は、従業者を雇用する企業または機関における従業者の職務に応じて、一方では「職務発明」に分類され、他方では「職務外発明」に分類される(知的財産法典L 611-7)。実務上は、発明の帰属は一方のカテゴリーまたは他方のカテゴリーに自動的に決定されるものではなく、分類に関する係

争はCNISに申請された事件の37%を占める。

a) 発明の分類およびその制度

第1のカテゴリーは、「職務発明」に関するものである。職務発明は、永続的な⁽¹⁵⁾または一時的な研究の職務を与えられた従業者により取得された発明である。より正確には、知的財産法典は、「従業者による発明であって、従業者の実際の業務に対応する発明の職務を含む雇用契約又は明示的に同人に委託された研究および調査の遂行においてなされたもの」と規定している。

その結果、永続的な発明の職務は、雇用契約に記載されたものだけではなく、当該関係者が占める地位から導き出すことのできるものでなければならない⁽¹⁶⁾。さらに、従業者の実際の業務に対応するものであって、現実に従業者によって遂行されたものでなければならない。一時的な発明の職務については、研究者として雇用されていない従業者、たとえば製造技術者に委託された研究がそれにあたる。一時的な発明の職務は、従業者に「明示的に委託された」ものでなければならないので、一時的な職務について記載した書面の作成が必要となることが多い⁽¹⁷⁾。書面の作成は義務ではないものの、特定の技術的課題を解決するための研究を遂行する任務を負うワーキンググループに、ある従業者を参加させることは、同人に研究を委託するという明示的な意思表示として解釈される可能性があるからである⁽¹⁸⁾。

職務発明は、「原始的に(*ab initio*)」使用者が所有権を有する。ただし、人格的権利は従業者である発明者が保持する。

第2のカテゴリーである「職務外発明」は、さらに2つのサブカテゴリーに分類される。すなわち、「職務外かつ使用者に承継可能な発明」と、「職務外かつ使用者に承継不能な発明」(自由発明)である。これらの発明はいずれも「原始的に」発明者に帰属する⁽¹⁹⁾。

職務外かつ使用者に承継可能な発明は、発明の職務にない従業者、例えば、技術営業担当者⁽²⁰⁾、製造ラインで働く技術者、メンテナンスサービスに従事する労働者等を、発明者とするものである。これらの従業者は、研究のために雇用されているわけではないが、特許を受ける可能性がある技術的解決手段を創作した者

である。この成果が、従業者である発明者によって、「同人の業務の遂行中に、企業の活動の領域において、あるいは、企業の特定の技術または設備あるいは企業によって収集されたデータの知識またはその利用により」という条件のいずれによって得られたものであっても、発明は「使用者に承継（帰属）可能」である。これは、使用者が、当該発明の所有権又は用益権の全部又は一部を承継する（自己に帰属させる）ことを任意で決定できることを意味する。ただし、当該発明は従業者に帰属し、従業者の財産（patrimoine）の一部となっているので、使用者は、権利移転のために当該発明の譲渡を受け、従業者に正当な対価を支払わなければならない。なお、従業者は譲渡を拒否することができない。この点については、一種の「私的利用のための強制収用」とも評されている。

したがって、職務外かつ使用者に承継可能な発明には、様々な状況がある。

発明は雇用契約と関係がある。発明は、たとえ発明の職務に関連していなくとも、従業者に委託された業務の遂行中に行われたもの⁽²¹⁾（例えば、鉄道会社に雇用された保線技師が線路の摩耗を測定できる定規を完成した場合⁽²²⁾）だからである。また、発明の用途の少なくとも1つは、従業者を雇用する企業の活動に関係するからである⁽²³⁾。さらに、発明は、研究者でない発明者が、「特有の」手段すなわち企業の所有する手段により、または企業のデータの助けを借りて（データが「特有の」ものであるべきかどうかは詳細に定義されていない）、達成したものだからである。ここで、企業に「特有の」手段は、エネルギーの供給や一般的場所の提供、あるいは単なるコンピュータ設備⁽²⁴⁾は含まない。

使用者は、従業者の発明宣言（Declaration）の受領から4ヶ月以内に、使用者が保有しようとする権利の性質及びその範囲を従業者に通知して、承継の権利を行使しなければならない⁽²⁵⁾。しかし、判例によれば、職務外かつ承継可能な発明に関して特許出願を行った使用者は、発明が職務発明であると信じていた場合であっても、使用者自身により承継の権利を行使したものとされる⁽²⁶⁾。承継の権利を行使することにより、権利は即時に移転する。

職務外かつ使用者に承継不能な発明（自由発明）は、従業者の性質を持つ者によって実現された、その他す

べての発明である。自由発明は、発明の職務にも、企業活動にも、企業の有する手段にも全く関係がない発明である。自由発明は従業者に帰属するので、特許出願の要否、外国出願の要否、実施権許諾等を従業者が自ら決定することができる。

Patrick M. 氏は、1995年までコンピュータサービス会社の（商法上の）社員であり、1995年に当該会社の自己の株式の持分を全て譲渡して、当該会社の従業者となり、1997年末まで技術営業担当者であった。2000年4月に当該会社に再雇用され、2001年12月まで就業していた。2000年12月に、当該会社はプラスチック製のパレットに関してPatrick氏を発明者と記載した2件の特許出願を行った。上記の発明について、当該会社とPatrick氏の間で訴訟となった。裁判所は、一方で定款に定められた会社の目的が研究活動や製品の製造に関するものではないことを考慮し、また、他方ではPatrick氏に発明の職務が委託されていないことを考慮し、最終的には、Patrick氏による発明の発明日が、同人が従業者でなかった期間中（1997年～2000年）の疑いがあるため、当該発明は「自由発明」の 카테고リーに分類されるとした⁽²⁷⁾。

なお、従業者により完成された発明は、職務発明であれ職務外発明であれ、使用者に対する宣言の対象となることに注意されたい。この宣言から2ヶ月以内に、従業者による発明の分類の提案について、使用者は決定の内容を回答し、4ヶ月以内に発明の承継を申し込まなければならない。にもかかわらず、従業者が宣言の義務を履行しなかった場合には、いかなる罰則もない⁽²⁸⁾。単に、承継を申し込むために使用者に与えられた期間が経過しただけである。したがって、発明の完成から数年経過した後使用者が承継を申し込むという途も開かれている。

したがって、宣言を行わなかったことに対する制裁として、正当な対価を受ける権利を失うということはない⁽²⁹⁾。また、この場合の従業者の沈黙は、解雇を正当化するような重大な過失を構成しないと判示されている⁽³⁰⁾。

b) 知的財産法典 L. 611-7 の適用範囲

本条の適用範囲は、発明と発明に関与した発明者のそれぞれについて定義されている。

適用対象の発明 フランス法の下で特許可能性のある発明のみが、従業者発明制度の適用対象となる。したがって、研究成果が保護対象となりえない性質を有することを証明した使用者は、従業者に対して金銭的補償を行う義務を負わない⁽³¹⁾。たとえば、商業的方法（ビジネス方法）の発明を完成しても、フランスでは特許可能性がないので、知的財産法典 L. 611-7 の適用対象とならない。

反対に、発明が実際に特許されたことは必要ではない。発明に関する使用者および従業者の権利は、職務発明の枠内で実現された時点で、または、職務外かつ使用者に承継可能な発明に対して承継権が行使された時点で、発明そのものから生じるものであって、使用者がその後特許出願を行っていない⁽³²⁾。

適用対象の発明者 従業者のみ⁽³³⁾、すなわち、雇用契約に拘束される者のみが適用対象である。発明者が、発明の本質的部分が完成した時点で従業者の地位にあれば、発明は知的財産法典 L. 611-7 の適用対象となる。したがって、単なる研修者⁽³⁴⁾、会社の経営責任者⁽³⁵⁾、または独立の役務提供者⁽³⁶⁾により実現された発明は、適用対象から除外される。

2. 金銭的補償と精神的（非金銭的）補償

a) 金銭的補償

従業者が請求できる金銭的補償の性質は、発明の分類によって異なる。すなわち、発明が職務発明か、職務外発明かによって異なる。第1の場合（職務発明の場合）、従業者は追加の報酬に関する請求権を有し、第2の場合（職務外発明の場合）、従業者は、使用者が承継の権利を行使したときに、正当な対価を請求することができる。

追加の報酬⁽³⁷⁾ 職務発明を行った従業者は、通常の給与及び賞与に追加される特別手当の支払いを受ける権利を有する。追加の報酬の請求権は、1990年11月26日の法律により導入された改革で、「公序」（強行規定）となっている。使用者が追加の報酬の支払について特定の条件を定めようと努力しても、変更できるものではない。たとえば、全国化学産業団体の労働協約の条文は、「特許出願から継続して10年間の間に、この特許が直接的または間接的に商業的または工業的に実施された場合、特許に発明者として記載された技術

者または管理職は、追加の報酬を受ける権利を有する」と規定していた。使用者は、上記の規定に基づき、実施された発明のみが報酬を受ける権利を有すると結論していた。パリ控訴院は、従業者である発明者の報酬を受ける権利を制限した労働協約の規定は無効であり、書かれていないものとみなされると判断した⁽³⁸⁾。同様に、破毀院（Cour de Cassation : 「最高裁判所」に相当する）は、労働協約または雇用契約の規定が法定の従業者の権利を制限しているとして、企業に「例外的な利益」をもたらさない発明については追加の報酬の適用を除外すると規定した金属産業団体の労働協約の条項を、書かれていないものとみなした⁽³⁹⁾。

ただし、法律は、支払われるべき報酬額について、額の決定を可能にする基準を規定していない。労働協約、就業規則、及び個別の雇用契約の規定に任せられている⁽⁴⁰⁾。そのため、企業が十分に配慮して社内の報酬計算表を決定することも稀にあるが、このような計算表は、事前の交渉を経ずに使用者から一方的に課されるものであって、適用することができないと判示されることが多い⁽⁴¹⁾。したがって、CNISに申請される係争のうち最多のものが金額の決定に関するものだとしても、驚くにはあたらない⁽⁴²⁾。

一般に、この報酬は一種の成果手当であり⁽⁴³⁾、賃金としての性質を有すると認められている。裁判所も長らく、報酬額を計算するための唯一の基礎として、賃金を用いて、報酬額を賃金の額と同レベルのものとしていた。この判例は、Raynaud 事件⁽⁴⁴⁾で終止符を打たれた。破毀院は、「本件において、職務発明の発明者である従業者に支払われるべき報酬は同人の賃金に応じて決定されるとする、いかなる法文上または適用可能な約定上の根拠もない。」と判示した。これは、報酬の計算に発明の経済的価値を考慮するという要請に関する問題である⁽⁴⁵⁾。労働協約または雇用契約が計算の基準を記載していない場合には、賃金に関するあらゆる参照要素を排除することができる。さらに、「本件において、計算を行うにあたって賃金が考慮の対象になるとする、いかなる法文上または適用可能な約定上の根拠もない。」と判示されている⁽⁴⁶⁾。

したがって、これは賃金だけではなく、協約文書によって課せられた参照基準に関するものである⁽⁴⁷⁾。労働協約または雇用契約に記載がない場合に、今後はどのような要素に応じて、特別手当の額を決定すべきだろうか。裁判所は、発明が行われた研究環境⁽⁴⁸⁾、発

明の完成における実際上の困難性、発明のバイオニア的性質⁽⁴⁹⁾、従業者の貢献度⁽⁵⁰⁾、最後に、発明の経済的利益⁽⁵¹⁾と、発明の実施の規模⁽⁵²⁾を考慮している。また、従業者が計算の基礎となる要素を使用者から取得できるようにしなければならないとも判示されている⁽⁵³⁾。この評価は、裁判官が、発明が完成した日以降の要素、特に発明の実施の成果を考慮すると述べた時点で行われなければならない⁽⁵⁴⁾。

また、発明完成後に、発明に対応する特許が他の企業に移転されたとしても、当該発明が完成した際に使用者であった者のみが、追加の報酬の支払い義務を負う⁽⁵⁵⁾。

正当な対価 職務外かつ承継可能な発明の全部または一部に対して、使用者が承継の権利を行使する場合には、使用者は正当な対価を支払わなければならない。正当な対価は、使用者が発明の所有権を承継する場合（はるかに頻度が多い）には、売却価格相当額であり、用益権を承継する場合には、実施料相当額となる。ここでもまた、主要な問題は金額の決定に関するものである⁽⁵⁶⁾。

対価の額は、原則として両当事者の合意により決定される。合意に至らない場合について、知的財産法典は、対価の額の計算のための方策を規定している。すなわち、CNIS または裁判所が、使用者および従業者の当初の貢献度ならびに発明の産業的・商業的有用性に応じて、正当な対価を計算しなければならない⁽⁵⁷⁾。発明の完成に対する従業者の寄与度を評価し、従業者を雇用する企業が従業者に提供した手段と比較衡量しなければならない（職務外かつ承継可能な発明は、その定義からいっても、企業の枠内でまたは企業的手段を用いて完成したものだからである）⁽⁵⁸⁾。さらに、承継の時点では発明が実験段階に過ぎず、発明の産業的・商業的実施のために使用者からの多額の投資が必要な場合には、これらの事情を無視することができない。したがって、パリ地下鉄公団において多大な費用節約を実現した発明に関して、裁判所は、提案された技術の産業的利益と発明の根本的技術思想が従業者によるものであることは疑いない事実であるという点を考慮する一方で、使用者が加わっていた研究概要に従業者自らが記載した貢献度と使用者が行った発明の利用に必要な実務上の調整も同様に考慮した⁽⁵⁹⁾。

発明の価値とその正当な対価はどの時点で評価され

るべきだろうか。正当な対価の請求権は、使用者が権利の帰属を決定した時点で生ずる。すなわち、発明の有用性と対価額を評価するために用いられるのは、使用者が権利の承継を決定した日であり、その後何が起ころうと大して重要ではない⁽⁶⁰⁾。一般的に、権利承継の時点では、発明の産業上の実施はまだ開始していないので、発明の経済的価値の評価は推測に基づかざるを得ない。しかし、両当事者が合意しない場合に、裁判所に訴えがなされるのは、権利承継の日から何年も経過した後である。従業者は、企業を退職するまで待ってから、元使用者と係争に入ることを好むからである。裁判所が判決を下す頃には、発明はすでに長期間実施されている。最近まで、裁判所は、権利承継の時点まで遡って、権利承継の時点で評価された、発明の可能な収益の「通常期待される予測」のみを考慮して⁽⁶¹⁾、発明を評価しなければならないと考えていた。裁判所が判決を下す時点で証明可能な、商業的実施の確実な規模、実際の売上高や発明に起因する利益は、考慮すべきではないとされていた。この判例の傾向は、Arcelor Mittal 事件で再び問題視された⁽⁶²⁾。本件では、圧縮機から生じる粘度の高い汚泥の処理に関する発明が問題となっており、この発明は、廃棄物の貯蔵に際しての環境的制約に解決手段をもたらすものだった。権利承継の決定が1991年に行われたため、この問題はそれから20年後に裁判所で争われることとなった。汚泥の年間再処理量の予測は、1991年の時点では、40,000トンだったが、1991年～2006年では、毎年128,375トンだった。この方法の実施により生じる処理費用は、競合するシステムよりはるかに低いことが明らかになった。控訴院は、正当な対価の評価を行うにあたって、1991年以降のこれらのデータを考慮した。控訴院判決は破毀院で認容され、破毀院は「正当な対価は使用者が承継権を行使した日で評価しなければならないとしても、発明の展開の予測を確認するために、この日以降の要素も考慮に入れることができる。」と判示した。今後は、権利承継の日を基準に正当な対価を決定するとしても、実施の成果といった権利の承継以降の要素も考慮に入れることが望ましいだろう⁽⁶³⁾。

b) 精神的（非金銭的）補償

係争は、多くの場合、使用者と従業者の関係の金銭的側面を対象としているので、従業者である発明者の

心理的・精神的側面は背後に隠れている。従業者である発明者が、追加の報酬や正当な対価を求めて使用者を法廷に召喚しようとする動機には、経済的利得の期待が無いとはいえないだろうが、知的・精神的な面で周囲に認められたいという欲求があることも多いだろう。

発明者の精神的な特権は、「精神活動の産物」の著作者に付与される人格的権利に比較すると非常に制限されており、発明の「発明者である」という一事に尽きる⁽⁶⁴⁾。さらに、発明が職務発明であれ職務外発明であれ、発明を完成した従業者は発明者としての資格を承認される権利を有する。知的財産法典 L. 611-9 は、「従業者であるか否かにかかわらず、発明者は特許証において発明者として記載され、発明者は発明者の記載に異議を申し立てることができる。」と規定する⁽⁶⁵⁾。

しかし、発明者の記載は、研究者の小さな集団で知られるに過ぎず、企業の従業員の共同体やそれを超える社会のレベルでは何の反響もないのである。

たしかに、Christian Le Stanc が述べたように、アリストテレスは、発明者が都市国家の安定を危険に晒しかねない社会的に優越した地位を要求することを恐れて、たとえ名誉のみであったとしても発明者にはいかなる褒賞も与えるべきではないとしていた。しかし、大哲学者は心理的な要素に潜む奨励の力というべきものを忘れていたのである⁽⁶⁶⁾。

様々な手段で、従業者である発明者を褒賞し、企業内で技術革新の原動力の役割を果たしていることを認めるために、社内規定を整備している企業もある（企業内の「発明者の日」を創設する、企業内で発明者氏名を掲示する、人事考課の際に特許を考慮する、等）。同様に、「発明者の日」を国民の祝日とする、知的財産権局から発明者にトロフィーを授与する制度を創設するなど、社会全体のレベルで発明者を評価する仕組みを考えることもできるだろう⁽⁶⁷⁾。

3. 時間の統括

発明の完成から CNIS に対する申請までの平均的な期間は、年によって変動するものの、4年～10年である⁽⁶⁸⁾。すなわち、訴訟の対象が現れてから訴訟の提起に至るまでに長い年月が経過しており、当然ながら、訴権の時効の問題が生じる。

ここでも、職務発明と職務外発明を区別することが適切である。

a) 時効と職務発明

発明者の資格に関する係争は、一般法上の時効の対象となる。民法典第 2224 条によれば、一般法上の時効の期間は「権利者にとって権利行使を可能とする事実を権利者が知った又は知るべきであった日から」5年であるから、発明者の氏名が記載されていない特許出願を発明者が知ったときから時効が開始する。

追加の報酬の支払に関する訴権は、2008年6月17日の第 2008-561 号の法律により導入された民事時効の期間の改正が施行されてから、同様に、民法典第 2224 条によって、5年の時効にかかることとなった。また、追加の報酬の請求権（債権）は賃金としての性質を有するので、今後は、労働法典の新 L. 3245-1 の適用除外の対象となる⁽⁶⁹⁾。同条は、「賃金の支払請求権または返還請求権は、その者が権利行使を可能とする事実を知った又は知るべきであった日から3年で時効となる。」と規定する。職務発明の完成による追加の報酬の請求権（債権）は、職務発明を完成した日に発生し⁽⁷⁰⁾、3年の時効にかかる。しかしながら、時効の開始の起算点は発明の完成日ではない。

実際には、時効は債権の確定に対して開始するものであり、債権が係争の対象となる時のみ時効の利益を享受しうるのであることが、判例により認められている。したがって、追加の報酬の場合では、使用者と被用者が追加の報酬の存在および報酬額に関して合意に達しなかったときがそれにあたる⁽⁷¹⁾。パリ控訴院は、時効が「被控訴人が請求しうる追加の報酬の金額を同人が決定する状況となった時点ではじめて開始する。」⁽⁷²⁾と判示した。また、労働法典の新たな条項はこの判例の解釈と矛盾しない。労働法典 L. 3245-1 は、3年の時効の開始の起算点である「始期」は、従業者が、「支払請求権の行使を可能とする事実を知った又は知るべきであった日」と規定している。特許出願、発明の産業上の実施、または発明の経済的可能性を利害関係者が知得したという事実だけでは、時効を開始させるには不十分である。破毀院は、従業者の訴権について時効の完成を認めた控訴院判決を批判した。控訴院は、従業者が、5年以上前から⁽⁷³⁾、発明の産業上の実施、企業に対する発明の経済的利益、およびその実施の予見可能性を知得し「ゆえに従業者に対する債権は確実に確定可能なものであった」として、時効の完成を認めていた。破毀院は、「X氏が同人に支払われる

べき追加の報酬の計算に必要な要素を保持していたかどうかを確認することなく、このように決定したことについて、控訴院の判決は法律上の根拠を欠く⁽⁷⁴⁾。」と評価した。従業者が追加の報酬の請求権をかなり正確に評価することができるような要素を保持していない以上、3年の時効は従業者に対して働かない⁽⁷⁵⁾。この時効に対してはいかなる契約上の修正も法律上認められない⁽⁷⁶⁾。

しかし、パリ控訴院の最近の判決も引用したほうがよいだろう。この判決は、従業者に有利な主流的判例にやや逆行するもので、従業者が十分に情報を有していたと判断され、時効が適用されるべき状況とはいかなるものかを理解することができる⁽⁷⁷⁾。本件において、特許出願が1999年に行われ、フランス特許が2001年に発行され、追加の報酬の支払いは2000年に行われた。発明者は2000年から「提供技術責任者」の職務にあり、「Coradia Duplex」（訳注：Alstom社の鉄道車両）の一部である「Carry Over Coradia」の機材の「監視・管理機器の定義」の職責を負い、同人の発明の対象も「Carry Over Coradia」に関するものであった。特に、同人は、製品のマーケティング及び需要の分析の責任者で、モロッコとハンガリーに対する交渉に実際に参加し、または交渉の情報を得ることができた。同人はまた、発明の開発に関する研究に必要な費用についての情報を有し、使用者であるAlstom社の売上額も知っていた。Alstom社は2006年にこの売上額を刊行物で発表している。したがって、控訴審は、「2007年3月以前に、Guy D.氏は同人の発明の実施について知得していたばかりでなく、同人が請求する追加の報酬の計算に必要な要素も保持しており、これらの要素の集合の結果である。」と評価した。したがって、2012年3月に提起された訴訟は時効にかかることとされた。なお、問題の従業者は、企業内での役職のおかげで、自身の発明の実施状況について最初に情報を得る立場にあった。

従業者がこれらの要素に通暁していない場合には、異なる結論となるだろう。

従業者が「研究部長の職務を遂行し、これらの発明の研究開発の概要について内部記録の名宛人である役職にあり、同人の発明の経済的影響力を評価し、追加の報酬に該当する場合には、同人に支払われるべき追

加の報酬の額を評価することができる状態にあった。」と主張した使用者に対して、控訴院は⁽⁷⁸⁾、労働協約には「追加の報酬の権利を有するかどうかを確認し、追加の報酬の評価の手続を行うことを可能にする様々な要素について、従業者である発明者が情報を得られるようにするのは、使用者の義務である。」と規定されているが、本件においてはかかる義務が遂行されていない、と答えた。したがって、時効は開始しなかったものとされた。

なお、2015年8月6日の法律第2015-990号によって、フランスの法制度は、使用者は、従業者である職務発明の発明者に対して、職務発明が特許出願の対象となったとき、および、特許が付与された場合には特許が発行されたときに、その情報を知らせる義務を負う、という規定を導入したところである。この義務の遂行は、時効の開始に一定の効果を与える可能性がある。

従業者が法的手段に訴えるまでの期間を考慮すれば、Raynard教授が言及したように、時効の始期を遅くしても、消滅時効の期間を権利の発生の日から20年（民法典第2232条）以上にはできないことを覚えておいたほうがよいだろう。したがって、遅くとも発明の完成から20年以内に、追加の報酬の支払いに関する訴訟を提起しなければならない。

b) 時効と職務外発明

発明の所有権に対して異議を申し立てる場合、自分が職務外発明の発明者であり、発明の「原始的」所有者であると主張する従業者は、従業者の権利を無視して発明を自己に帰属させ、それを実施する使用者に対して、所有権返還請求権を有する（知的財産法典L. 611-8）。返還請求を行う期間は、以前は特許証の発行から3年以内だったが、5年以内に延長された⁽⁷⁹⁾。

正当な対価について合意しない場合、支払請求訴訟を提起する期間は、異なる原則に基づき計算される。職務発明の追加の報酬とは異なり、正当な対価は賃金の性質を有していない。したがって、支払訴訟は労働法の規則には従わない。金銭支払いの一般訴訟の問題なので、一般的な時効の規則に従う。使用者が商人でない場合には（稀なケースではあるが）、民法典第

2224 条の規定に従い⁽⁸⁰⁾、「対人訴権（訳注：原因にかかわらず債権の承認を請求する訴権）又は動産訴権は、権利者が、権利行使を可能にする事実を知った又は知るべきであった日から5年で時効となる」。使用者が商人または商事会社である場合には（はるかに多い状況であって）、商人と商人でない者との間の訴訟に関する時効が適用される⁽⁸¹⁾。この時効は、商法典 L. 110-4 に規定されている。同条は「商人間または商人と商人でない者との間の商行為の際に生じた債務は、より短い特別の時効に従わない場合には5年で時効となる。」と規定している。なお、両者を区別する実益は失われている。2008年6月17日のオルドナンス（ordonnance）により時効の期間が統一されたので、民法典の時効の規定を適用しても、商法典の時効の規定を適用しても、期間はいずれも5年である。

正当な対価に関する訴訟の5年の時効の始期はいつだろうか。ここでは、正当な対価についての請求権を発生させる事実を考慮しなければならない。この対価は、発明の完成日に支払われるべきものではない。当該発明は自動的に使用者に移転するものではないからである。使用者が承継の権利を行使して初めて、対価の支払いが必要となる。したがって、対価に関する債権は、使用者が従業者から権利を収用する決定をした時点で発生する。その結果、5年の時効は、使用者が権利の承継を決定した日から開始する⁽⁸²⁾。

要するに、フランスの制度は特に判例の解釈によって導入されている上記の区分のせいで、比較的複雑に見えるかもしれない。しかしながら、この複雑性は、技術革新に有利となるような信頼感を企業内部に創り出すために、複数の当事者の利益の正しいバランスを追求することの代償である。

注

- (1) フランスでは、国家従業者発明委員会（Commission Nationale des Inventions de Salariés : CNIS）は、1982年の創設以来、513件の申請を受理した。現在は年に25件のペースである。ちなみに、パリの下級裁判所は毎年約20数件の訴訟を取り扱う。
- (2) メキシコ：メキシコ産業財産権法第14条、日本：特許法第35条、ブラジル：産業財産権の権利と義務に関する1996年5月14日の法律第XIV章、ニュージーランド：2013年特許法第28条、イスラエル：5727-1967特許法、第131条・・・。

- (3) J.-P. Martin, Droit des inventions de salariés LexisNexis Litec ; J.-M. Bruguière (dir.), L'entreprise et la titularité des droits de propriété intellectuelle, CUERPI, Dalloz 2015 ; J. Passa, Traité de droit de la propriété industrielle, T. 2., LGDJ, n° 219 et s. ; Azéma et J.-Ch. Galloux, Droit de la propriété industrielle, Dalloz 7^{ème} éd. ; N. Binctin, Droit de la propriété intellectuelle, LGDJ, 3^{ème} éd., n° 474 s. ; J. Larrieu, M. Gros et a., Les créations salariées en droit français, in Qu'en est-il du droit de la recherche ? Travaux de l'IFR n° 9, LGDJ 2009, p.159 s. ; P. Langlais et Y. Suelves, Rémunération supplémentaire et juste prix des inventions de salariés (année 2013) - Panorama de jurisprudence, Propr. Ind. Mars 2014, Etude 9 et (année 2014) Propr. Ind. Mars 2015, Etude 6 ; Y. Meunière, Une analyse économique de la rémunération supplémentaire des salariés inventeurs, Propr. Industr. 2009, Etude 18.
- (4) 知的財産法典 L. 611-6
- (5) Th. Revet, La force de travail, Litec, 1992, n° 240.
- (6) P. Kamina, *La connaissance du système étranger. Eléments de droit comparé*. In L'entreprise et la titularité des droits de propriété intellectuelle, op. cit., p.5 et s., spéc. P.11
- (7) これに反するあらゆる約定は記載されていないものとみなされる。Cass. com., 22 févr. 2005, n° 03-11027, sté ADG ; Cass. com. 12 févr. 2013, n° 12-12898, sté Produits dentaires Pierre Roland ; CA Paris, 11 mars 2011, L'Oréal SA, PIBD 2011, 939-III-303 ; TGI Paris, 24 oct. 2014, n° 13/05568, Alstom transport c/ Guy, PIBD 2015, 1019-III-B-4
- (8) Art. L611-7 al. 1 CPI : 「契約の規定がない場合には従業者により有利なように・・・」
- (9) Commission Nationale des Inventions de Salariés (知的財産法典 L. 615-21).
- (10) J. Passa, Traité, préc., n° 224.
- (11) 契約上の債務の準拠法に関する2008年6月17日の欧州共同体規則593/2008（いわゆる「Rome 1」）。なお、欧州特許法条約は第60.1条において、若干異なる制度を規定しており、欧州特許の権利を決定するための準拠法は、「従業者が主要な活動を遂行する領域の国」の法律であるとしている。参照：J. Passa, préc., 224. Sur la détermination du juge compétent, 参照：Cass. civ. 1, 10 juin 2015, n° 14-15180 Sté Laboratoire Theramex / M. Paris, Propr. Ind. 2015, comm. 64, J. Raynard.
- (12) 知的財産法典 L. 611-7 は、残念ながら「発明は・・・使用者に帰属する」と規定している。
- (13) 知的財産法典 L. 611-7(1)
- (14) P. Kamina, *La connaissance du système étranger. Eléments de droit comparé*, in L'entreprise et la titularité des droits de propriété intellectuelle, op. cit., p.5 et s., spéc. p 12.
- (15) フルタイム又はパートタイムである。
- (16) Françoise Escoffier, La titularité des droits sur les inventions créées dans les entreprises, In L'entreprise et la

- titularité des droits de propriété intellectuelle, op. cit., p.107, spéc. p.111. TGI Paris, 13 févr. 2014, n° 12/03769, Frédéric G./Decathlon SA, cité in Propr. Industr. Mars 2015, Etude 6, p.13.
- (17) Cass. com. 10 sept. 2013, n° 12-22617, X c/ ELF RE. ; CA Paris, pôle 5, ch. 6, 2 oct. 2015, RG n° 14/16494, Jacques V./SAS Kadant Lamort., <http://base-jurisprudence.inpi.fr>, Réf. B20150145
- (18) TGI Paris, ch. 3, sect. 9, 9 mars 2005, Chochoy c/Conté, RG n° 02/11365, PIBD 2005, 816-III-576
- (19) 知的財産法典 L. 611-7, 2
- (20) TGI Bordeaux, 1ere Ch. civ., 4 janv. 2011, RG : 08/06132, Bonduelle/SAS Arysta
- (21) CA Bordeaux, 10 juin 2010, Douglas Thorogood et a./P. Fabre Médicament, PIBD 2010, 925-III-609 ; TGI Paris, 13 févr. 2014, n° 12/03769, Frédéric G./Decathlon SA, cité in Propr. Industr. LexisNexis, Mars 2015, Etude 6, préc., p.13.
- (22) CA Colmar, 9 janv. 2013, n° 11/03093, SNCF/D. Hippert, cité in Propr. Industr. Mars 2014, Etude 9 par P. Langlais et Y. Suelves, préc., p.17
- (23) J. Passa, n° 240
- (24) J. Passa, op. cit., n° 241
- (25) Art. R. 611-7 et 611-8 CPI
- (26) J. Passa, préc., n° 263
- (27) TGI Strasbourg, 1^{er} déc. 2003, Patrick M./Sté Segip, RG 2002/03234, PIBD 2004, 781-III-125
- (28) Cass. com. 18 déc. 2007, n° 05-15768, sté AVS ; J. Azéma et J-C. Galloux, Droit de la propriété industrielle, préc., n° 256.
- (29) TGI Paris, 30 janv. 2014, n° 12/07469, Vincent G/ADER, cité in Propr. Ind. Mars 2015, P. Langlais et Y. Suelves, Etude 6, préc., p.13.
- (30) Cass. soc., 15 janv. 2015, n° 13-14811, sté Finaxo environnement.
- (31) しかし、「特許を取得し第三者に対抗するためにあらゆる手続を行った特許権者が、追加の報酬の支払いを逃れるだけの目的で、当該特許は特許の保護対象とならない発明であるという事実に基づいて発明者に対抗しても、かかる主張は承認しえない。」TGI Paris, 20 juin 2013, n° 11-18262, SA Ets J. Stoufflet., PIBD 2013, 993-III-1509 ; base-jurisprudence.inpi.fr n° B20130143.
- (32) J. Passa, op. cit., 226 et 262.
- (33) より詳細には、公務員は同じ一般原則に従うが（知的財産法典 611-7 第 5 項）、特別の制度が適用される（知的財産法典 611-1~611-14-1）。
- (34) Conseil d'Etat, 22 févr. 2010 n° 320319, CNRS : 「公共サービスの利用者である無給の学生により創作された発明は、従業者及び公務員に適用可能な知的財産法典 L. 611-7 の規定を適用することができず、発明を発明者またはその権利承継人に帰属させるものとした同法典 L. 611-6 の規定が課されるということをとともに考慮して・・・」
- (35) Cass.com., 21 juin 1988, n° 86-19166, SA Rycovet France. ; CA Paris, ch. 4, sect. B, 13 Mars 2009, RG n° 07/18278, M. Cregut / Sté Citec Environnement : JurisData 2009-002755
- (36) CA Bordeaux, 1ere ch. civ., sect. A, 10 juin 2010, D. Thorogood et a./ Fabre, , préc.
- (37) P. Langlais et Y. Suelves, Rémunération supplémentaire et juste prix des inventions de salariés, études préc.
- (38) CA Paris, pôle 5, Ch. 2, 11 mars 2011, RG 06/03677, SA L'Oréal/Gilles R., PIBD 2011, 939-III-303.
- (39) Cass. com. 22 février 2005, n° 03-11027, Propr. Ind. 2005, comm. 53, P. Vigand
- (40) Art. L. 611-17, 1° CPI
- (41) 適用できない社内計算表について TGI Paris, 11 janv. 2013, n° 11/08714, D. Noirjean/SAS Faurecia (confirmé en appel), <http://base-jurisprudence.inpi.fr>, Réf. B20130003 ; TGI Paris, 24 oct. 2014, n° 13/05568, Alstom transport, préc. ; rapp. : TGI Paris, 3^e ch., sect. 1, 16 juin 2009, n° 03/15701, RATP/J.-Pierre B, PIBD 2009, 904-III-1383.
- (42) 係争の 60% で CNIS に申請が行われている。
- (43) J. Passa, préc., 251
- (44) Cass. com., 21 nov. 2000, n° 98-11900, Raynaud/ Sté Roussel UCLAF.
- (45) Raynaud 事件では、従業者はかつて使用者が払った賃金の 100 倍の追加の報酬を得た。
- (46) CA Paris, 13 mai 2005, n° 03/18363, SAS Rhodia Chimie, Jean-Louis R. PIBD 2005, 813-III-457 (10 年分の賃金を上回る額の追加の報酬が認められた。)
- (47) CA Paris, 11 sept. 2013, n° 10/01761, SA Aventis Pharma/Crouzet, PIBD 2013, 995, III-1581.
- (48) CA Paris, 13 mai 2005, SAS Rhodia Chimie, préc. ; CA Paris, 25 nov. 2014, n° 13/08561, Didier/Faurecia, <http://base-jurisprudence.inpi.fr>, réf. B20140190
- (49) TGI Paris, 20 juin 2013, n° 11/18262, SA Ets J. Stoufflet, préc
- (50) CA Paris, 26 juin 2013, n° 12/01683, SA Sophysa, préc
- (51) CA Paris, 28 mars 2014, n° 13/11578, Sarl Fimurex, PIBD 2014, 1005-III-361 ; TGI Paris, 3^e ch., sect. 3, 13 janv. 2010, RG 2007/10222, Florence L./SA Laboratoire Goemar, <http://base-jurisprudence.inpi.fr>, réf. B20100018.
- (52) CA Paris, 25 oct. 2013, n° 12/02326, H. Cousse/sté P. Fabre, cité in Propr. Industr. Mars 2014, Etude 6, préc., p.23 ; CA Paris, pôle 5, ch. 2, 22 mai 2015, Ludovic/SA Conté, n° 02/11365, <http://base-jurisprudence.inpi.fr>, réf. B20150095.
- (53) TGI Paris, ord. JME, 28 nov. 2014, n° 13/08458, Jean D./SAS P. Fabre, <http://base-jurisprudence.inpi.fr>, Réf. B20140207
- (54) J. Passa, préc., 257
- (55) Cass. com., 9 déc. 2014, n° 13-16559, M. X/stés Baxter
- (56) Cette question représente 11% du contentieux porté

- devant la CNIS.
- (57) L. 615-7, 2^o CPI : CNIS に申請された係争の 11% がこの問題に関するものである。
- (58) TGI Paris, 16 juin 2009, RATP/J.-P. B., PIBD 2009, 904-III-1383
- (59) TGI Paris, 16 juin 2009, RATP, préc.
- (60) J. Passa, op. cit., 265
- (61) CA Paris, 17 oct. 1989, Parisienne des Sablières-SPS SA, PIBD 1990, 472-III-94
- (62) Cass. com., 9 juillet 2013, n° 12-22157, Sollac- Arcelor Mittal, Propr. Ind. 2013, Ch. 9, n° 12, J. Raynard
- (63) Ch. Le Stanc, Propr. Ind. 2013, Repère 9. TGI Paris, 3^o ch., sect. 2, 29 mai 2009, PIBD 2009, 903-III-1340 ; Comp. : CA Bordeaux, 1^{ere} ch. civ., sect. A, 10 juin 2010, D. Thorogood et a., préc. (雇用契約の破棄の時).
- (64) N. Bronzo, Le droit moral de l'inventeur, Propr. Industr. 2013, Etude 5.
- (65) CA Bordeaux, 18 févr. 2014, n° 10/04793, Gérard Z./SAS Produits dentaires P. Rolland, <http://base-jurisprudence.inpi.fr>, réf. B20140023 : この事件では、利害関係のある発明者の資格を使用者が認めなかったことによる精神的損害に対する補償は認められなかった。
- (66) Ch. Le Stanc, Aristote : l'inventeur ne mérite rien, Propr. Industr. 2015, repère 9.
- (67) J. Larriue, M. Gros et a., Les créations salariées en droit français, in Qu'en est-il du droit de la recherche ? Travaux de l'IFR n° 9, LGDJ 2009, p.159 s.
- (68) CNIS の統計によれば, 2000 年 : 4 年 ; 2001 年 : 8 年 ; 2002 年 : 4 年 ; 2003 : 6 年 ; 2004 : 10 年 ; 2005 : 10 年 ; 2006 : 10 年 ; 2007 : 6 年 ; 2008 : 7 年 ; 2009 年 : 10 年 ; 2010 : 9 年.
- (69) Introduit par la Loi n° 2013-504 du 14 juin 2013 relative à la sécurisation de l'emploi ; F. Escoffier, art. préc., p.115.
- (70) CA Paris, pôle 5, ch. 2, 22 mai 2015, Ludovic/SA Conté, n° 02/11365, <http://base-jurisprudence.inpi.fr>, réf. B20150095
- (71) Cass. com., 22 février 2005, n° 03-11027, Sté Application du Gaz : 「職務発明による追加の報酬の額に関して両当事者間に争いがあることが判明したことを考慮すると、債権が確定しその額の決定が両当事者間の訴訟の対象となるまで、債権は 5 年の時効にかからないとした控訴院の判断は正当なものである。」
- (72) CA Paris, 4^e ch, sect. B, 28 nov. 2008, Propr. Industr. 2010, comm. 2, J. Raynard
- (73) 時効の期間は事件当時のものである。
- (74) Cass. com., 12 juin 2012, n° 11-21990, Propr. Ind. 2012, comm. 78, J. Raynard.
- (75) TGI Paris, 30 janv. 2014, n° 12/07469, Vincent G/ADER, , <http://base-jurisprudence.inpi.fr>, réf. B20140040 ; TGI Paris 24 oct. 2014, n° 13/05568; Alstom transport c/ Guy, préc.
- (76) 民法典第 2254 条。批判的分析については、以下を参照されたい。 : J. Raynard, Propr. Ind. 2012, comm. 78.
- (77) CA Paris, pôle 5, ch. 2, 30 oct. 2015, Pôle 5, ch. 2, Alstom/Guy D, RG : 14/23487, <http://base-jurisprudence.inpi.fr>, réf. B20150154
- (78) CA Paris, 11 sept. 2013, n° 10/01761, SA Aventis Pharma/Crouzet, PIBD 2013, 995-III-1581
- (79) 2014 年 3 月 11 日の法律第 2014-315 により, 時効期間は 3 年から 5 年に延長された。「産業財産権の登録証の発行から 5 年で請求権は時効となる。」
- (80) Françoise Escoffier, préc., p.116,
- (81) CA Paris, 21 févr. 2014, n° 12/21334, Ph. Dussoulier c/ SA Moulages plastiques du Midi, PIBD 2014, 1004-III-323 ; Propr. Ind. 2014, comm. 56, J. Raynard.
- (82) CA Paris 21 févr. 2014, Ph.Dussoulier, préc.

(原稿受領 2016. 2. 22)